

議案第17号

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

阿見町附属機関の設置に関する条例(平成20年阿見町条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

阿見町情報公開・個人情報保護審査会	阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年阿見町条例第24号)に基づき、町長等の実施機関の諮問に応じ、阿見町情報公開条例(平成12年阿見町条例第41号)及び阿見町個人情報保護条例(平成18年阿見町条例第25号)に基づき諮問される審査請求に関する事項等について、調査審議する。
-------------------	---

を

「

阿見町情報公開・個人情報保護審査会	阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年阿見町条例第 号)に基づき、情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運用並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について、調査審議する。
-------------------	---

に、

」

阿見町子ども・子育て会議	阿見町子ども・子育て会議条例(平成27年阿見町条例第27号)に基づき、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること等を行う。
--------------	---

を

阿見町子ども・子育て会議	阿見町子ども・子育て会議条例(平成27年阿見町条例第27号)に基づき、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること等を行う。
--------------	---

に,

阿見町コミュニティセンター運営審議会	阿見町コミュニティセンター条例(平成14年阿見町条例第16号)に基づき、コミュニティセンターの運営を円滑に行うための審議を行う。
阿見町実穀地区公民館整備検討委員会	阿見町実穀地区公民館整備検討委員会要綱(平成31年阿見町教育委員会告示第1号)に基づき、実穀地区公民館の整備に関し意見を述べ、その効果的な運営について検討する。

を

阿見町コミュニティセンター運営審議会	阿見町コミュニティセンター条例(平成14年阿見町条例第16号)に基づき、コミュニティセンターの運営を円滑に行うための審議を行う。
--------------------	--

に改め,

同表に次のように加える。

阿見町史編さん委員会	阿見町史編さん委員会設置要綱(令和5年阿見町教育委員会告示第 号)に基づき、阿見町史に関する調査研究を行い、阿見町史の編さんを行う。
------------	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

阿見町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行			改正後			備考
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関名	主な担当事務	附属機関の属する執行機関	附属機関名	主な担当事務	
町長	(略)	(略)	町長	(略)	(略)	
	阿見町情報公開・個人情報保護審査会	阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年阿見町条例第24号）に基づき，町長等の実施機関の諮問に応じ，阿見町情報公開条例（平成12年阿見町条例第41号）及び阿見町個人情報保護条例（平成18年阿見町条例第25号）に基づき諮問される審査請求に関する事項等について，調査審議する。		阿見町情報公開・個人情報保護審査会	阿見町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年阿見町条例第 号）に基づき， <u>情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運用並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保</u> について，調査審議する。	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	阿見町子ども・子育て会議	阿見町子ども・子育て会議条例（平成27年阿見町条例第27号）に基づき，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第77条第1項各号 に掲げる事務を処理する。		阿見町子ども・子育て会議	阿見町子ども・子育て会議	阿見町子ども・子育て会議条例（平成27年阿見町条例第27号）に基づき，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第72条第1項各号 に掲げる事務を処理する。
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)	
	阿見町コミュニティセンター運営審議会	阿見町コミュニティセンター条例（平成14年阿見町条例第16号）に基づき，コミュニティセンターの運営を円滑に行うための審議を行う。		阿見町コミュニティセンター運営審議会	阿見町コミュニティセンター条例（平成14年阿見町条例第16号）に基づき，コミュニティセンターの運営を円滑に行うための審議を行う。	
	阿見町実穀地区公民館整備検討委員会	阿見町実穀地区公民館整備検討委員会要綱（平成31年阿見町教育委員会告示第1号）に基づき，実穀地区公民館の整備に関し意見を述べ，その効果的な運営について検討する。				
	(略)	(略)		(略)	(略)	

現行			改正後		備考
			阿見町史編さん委員会	阿見町史編さん委員会設置要綱（令和5年阿見町教育委員会告示第 号）に基づき、阿見町史に関する調査研究を行い、阿見町史の編さんを行う。	

議案第17号 説明資料

【主な改正の理由】

- (1) 附属機関の設置及び所掌事項の根拠となる法令等の改廃及び新規制定に伴い，引用条文や条例番号等について改めるもの。
- (2) 附属機関の廃止に伴い，当該附属機関の削除を行うもの。
- (3) 附属機関の設置に伴い，当該附属機関の追加を行うもの。

【改正の事由等】

附属機関名	区分	事由	所掌事項
阿見町情報公開・個人情報保護審査会	改正	根拠条例の廃止及び新規制定に伴う改正	情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運用並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について，調査審議する。
阿見町子ども・子育て会議	改正	根拠法令の改正に伴う改正	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。
阿見町実穀地区公民館整備検討委員会	廃止	所掌事務の完了に伴う廃止	実穀地区公民館の整備に関し意見を述べ，その効果的な運営について検討する。
阿見町史編さん委員会	追加	附属機関の設置に伴う追加	阿見町史に関する調査研究を行い，阿見町史の編さんを行う。